

村上市いじめ防止基本方針



平成 27 年 4 月（策定）
令和元年 11 月（改定）
令和 3 年 10 月（改定）

村 上 市

目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 村上市基本方針の考え方	1
第Ⅱ章 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
第Ⅲ章 村上市の取組	4
1 相談体制、関係機関等の連携強化	4
2 いじめ問題対策推進窓口の設置	4
第Ⅳ章 教育委員会の取組	4
1 いじめ防止、早期発見に関すること	5
2 いじめへの対応に関すること	5
3 学校運営の改善に関すること	6
第Ⅴ章 学校の取組	6
1 学校いじめ防止基本方針について	6
2 組織づくりに向けて	7
3 取組の具体化に向けて	7
(1) いじめの防止	7
(2) 早期発見	7
(3) いじめに対する措置	8
(4) 学校運営協議会やPTA等の活用	8
第Ⅵ章 重大事態への対処	9
1 重大事態の発生と調査	9
(1) 重大事態の意味	9
(2) 配慮事項	9
(3) 重大事態の調査	9
(4) 重大事態の報告	9
(5) 調査の趣旨及び調査主体	9
(6) 調査を行うための組織	10
(7) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	10
(8) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	10
(9) 自殺の背景調査における留意事項	10
(10) 調査結果の提供及び報告	10
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査を行う機関の設置	11
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	11
第Ⅶ章 その他	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害します。そして、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えます。さらに、生命や身体に重大な危険を生じさせる許されない行為です。

平成25年6月21日に国会で「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）が成立し、同年9月28日に施行となりました。これを受け、平成25年10月11日には「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」）が文部科学大臣決定されました。国の基本方針は3年を目途として法の施行状況等を勘案して検討することとされ、平成29年3月14日に改定された国の基本方針が最終決定されました。新潟県でも、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年3月に「新潟県いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害します。そして、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えます。さらに、生命や身体に重大な危険を生じさせる許されない行為です。

村上市では、平成25年に策定された法に基づいて、「村上市いじめ防止基本方針」（以下「村上市基本方針」といいます。）を策定し、平成27年4月から、いじめ防止に向けた取組の充実を図ってきました。このたび、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が改定されたことに伴い、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定されました。この改定は、SNS等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合を「いじめ類似行為」と規定し、「いじめ」と同様に取り扱うこととしています。村上市基本方針も、改定（前回改定令和元年11月）から3年の経過を目途に見直しを検討することとされていますが、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」の施行、「新潟県いじめ防止基本方針」改定を受け、見直しを行いました。この改定基本方針に基づき、学校と地域が一体となって、児童生徒にいじめをしない、許さない心を醸成するとともに、いじめやいじめ類似行為を決して許さず、見逃さない体制の構築を図っていきます。

第Ⅰ章 村上市基本方針の考え方

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の手も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきました。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校を含めた社会全体でいじめの防止等に取り組み、いじめのない心豊かで安全で安心な社会の実現を目指さなければなりません。

村上市では、いじめ及びいじめ類似行為について次のように共通理解し、いじめ及びいじめ類似行為を防止するために関係者が連携して取組を進めます。

- 1 いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。
また、本方針にSNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱います。（以下「いじめ」に含みます。）
- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものです。仲間はずれ・無視・陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わり被害も加害も経験していることを認識しなければなりません。
- 3 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるようにしなければなりません。
- 4 いじめは、「いじめを受けた児童生徒にも問題がある。」ととらえることがあってはなりません。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立たなければなりません。
- 5 いじめを防止するには、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しなければなりません。
- 6 全ての児童生徒が、安全で安心できる環境の中で様々な活動に取り組むことにより、自己有用感や充実感を得ながら、健全な成長が促されるようにすることが、いじめ等の防止に繋がります。

第Ⅱ章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童生徒のいじめを防止するには、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない風土づくりに努めることが大切です。

外見的に遊びやけんか、ふざけ合いのように見える場合であっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周囲の状況等を客観的に確認することが大切です。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する必要があります。

いじめを認知した場合には適切に指導することが必要です。そのために、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。

村上市では、次に示す基本的な考え方の下で、いじめの防止に取り組みます。

〈いじめの防止〉

児童生徒は、いじめを行ってはなりません。

いじめは、絶対に許されない卑怯な行為です。いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるとの意識を持ち、毅然とした態度で対応しなければなりません。

加えて、SNS等、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合等を「いじめ類似行為」としていじめと同等に取り扱います。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる能力を育む観点が必要です。これらに加え、いじめの問題への取組を推進するための普及啓発が必要です。

〈いじめの早期発見〉

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることや、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

そのため、学校は、定期的かつ効果的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

〈いじめへの対応〉

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けたとされる児童生徒やいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保しなければなりません。さらに、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが大切です。

学校は、いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等、緊密に連携することが必要です。

〈家庭や地域との連携〉

いじめ問題を認知した場合、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、いじめの内容によっては、学校運営協議会やPTAと協議することも必要です。その場合、解決に向けた取組として、ねらいや内容を明確にすることが大切です。さらに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要です。

学校は、特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図ります。

〈保護者の責務〉

保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識、思いやりの心、正義感等を養うための指導に努めなければなりません。

そのため、保護者は、日頃からその保護する児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切です。

さらに、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に児童生徒をいじめから保護しなければなりません。

また、保護者は、新潟県、村上市、村上市教育委員会及び村上市立小・中学校が講ずるいじめ等の対策に協力するよう努めなければなりません。

第Ⅲ章 村上市の取組

1 相談体制、関係機関等の連携強化

いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。

2 いじめ問題対策推進窓口の設置

いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るために、「いじめ問題対策担当窓口」を設置します。県や県教育委員会と連携を図り、本市におけるいじめ防止等に向けた取組を推進します。

- ・ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を図ります。
- ・ 児童生徒が安全で安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。

第Ⅳ章 教育委員会の取組

教育委員会は、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、学校教育課指導主事等担当者、地区教育事務所長等担当者により構成される「いじめ問題プロジェクトチーム」を設置します。いじめ事案が報告された場合、このチームが招集され、必要に応じて、児童相談所やスクール・ソーシャル・ワーカー(S S W)、民生委員児童委員、家庭相談員等の

関係機関も加えて、迅速かつ適切な学校への指導、支援にあたります。また、必要に応じ当該事案に関する独自調査を実施します。

加えて、教育委員会の附属機関として、有識者、学識経験者等により構成される、「村上市いじめ問題調査委員会」を設置します。いじめ重大事案の疑いが報告された場合、この委員会が招集され、必要に応じて、弁護士、精神科医、心理・福祉の専門的知識及び経験を有する者を加えます。また、この委員会は、当該いじめ重大事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない第三者によって構成されます。

1 いじめ防止、早期発見に関すること

- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に繋がります。そのため、道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させることが必要です。また、全ての教育活動を通じた人権教育、同和教育の充実を図るとともに、体験活動等への支援に努めます。
- ・ 教職員に対し、教育支援センターによるいじめの防止等に関する研修の実施等、資質、指導力の向上に必要な措置を講じます。また、全ての教職員が法及び新潟県条例、村上市いじめ防止基本方針等の内容を理解し、いじめ防止等の対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、いじめに関する具体的な資料等を提供し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促します。
- ・ 学校からの法第23条第2項による報告及び事故速報、事故報告、月例報告（暴力・いじめ・非行等の状況、児童生徒の欠席状況）からいじめの早期発見に努めます。

2 いじめへの対応に関すること

- ・ 学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対する支援や指示を行います。
- ・ 必要があると判断される場合、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。
- ・ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るよう、学校に必要な指導や助言を行います。
- ・ いじめの解消については、謝罪をもって安易に判断せず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされて、学校いじめ防止対策委員会において認められる必要があり、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断することが重要です。これらのことを、学校に周知徹底します。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、学校いじめ防止対策委員会がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と

保護者との面談等で確認し、認められること。

また、いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを指導します。

3 学校運営の改善に関すること

- ・ いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等、いじめに関する項目を学校評価に位置付けて適切に評価するよう、学校に必要な指導や助言を行います。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図る等、学校運営の改善を支援します。

第V章 学校の取組

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」を設置しなければなりません。この学校いじめ防止対策委員会を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進しなければなりません。

なお、策定（見直し）した学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにしなければなりません。

1 学校いじめ防止基本方針について

- ・ 方針の内容として、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実等が想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込むことが必要です。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意しなければなりません。
また、保護者や地域住民の意見を取り入れ、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を、学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、達成状況を学校いじめ防止対策委員会を中心に評価し、P D C Aサイクルを盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直すことが必要です。
- ・ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめやいじめ類似行為への対応を図るため、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、学校における情報モラル教育を推進するとともに、保護者への啓発活動を盛り込むことが重要です。

2 組織づくりに向けて

- ・ 学校は、法第 22 条に基づき当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織しなければなりません。日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「運営委員会」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することも可能です。「学校いじめ防止対策委員会」の役割は、以下に示すとおりです。
- ・ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体とし、いじめの内容の性質に応じて適切な外部専門家（心理や福祉の専門家、医師、警察官、学識経験者等）を加えることが必要です。

<学校いじめ防止対策委員会の役割>

- 1 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正の中核となる。
- 2 いじめの相談・通報の窓口となる。
- 3 いじめの疑いに関する情報や通報、児童生徒の問題行動等に係る情報があった時には、法第 23 条第 2 項に基づき、緊急会議を開催し、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
また、集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で情報の集約と共有化を図る。記録は 5 年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。
- 4 いじめを認知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

3 取組の具体化に向けて

(1) いじめの防止

- ・ いじめは、どの児童生徒にも起こりうる事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校はいじめに向かわせないための未然防止に取り組まなければなりません。
未然防止の基本は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うことです。
- ・ 特別な配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を継続的に行うことが重要です。
- ・ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めることが重要です。さらに、児童生徒を集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学級・学校風土づくりが重要です。
- ・ 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払わなければなりません。

(2) 早期発見

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装

って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識しなければなりません。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

- ・ 教職員は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ必要があります。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、中学校区及び自校による「いじめ見逃しゼロスクール集会」等の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切です。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守りとおすとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導しなければなりません。
- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害生徒の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要です。
- ・ いじめの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むことが重要です。
- ・ いじめが児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合や、暴行や傷害等、犯罪行為にあたりと認められた場合は、直ちに警察に通報し、被害児童生徒を守らなければなりません。
- ・ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされて、「学校いじめ防止対策委員会」において判断します。いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断することが重要です。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と保護者との面談等で確認し、認められること。
- ・ いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。

(4) 学校運営協議会やP T A等の活用

- ・ 学校運営協議会やP T A等を活用し、いじめの問題等、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する必要があります。

第Ⅵ章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項には、重大事態について次のように規定されています。

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安)

これを受け、いじめにより児童生徒が下記に示す状況になった場合には、重大事態と判断します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合

(2) 配慮事項

- ・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要があります。
- ・ 学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たらなければなりません。

(3) 重大事態の調査

重大事態の疑いが生じた段階で、速やかに教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を開始します。

(4) 重大事態の報告

- ・ 学校は、重大事態が疑われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければなりません。
- ・ 報告を受けた教育委員会は直ちに調査を開始し、当該案件が重大事態であると判断される場合には、重大事態の発生を市長に報告しなければなりません。

(5) 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行います。
- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- (6) 調査を行うための組織
- ・ 学校又は教育委員会は重大事態に係る調査を行うための調査組織をあらかじめ設置し、重大事態の疑いがある事案が発生したと判断したときは、速やかに調査を開始します。
 - ・ 教育委員会は、「村上市いじめ問題調査委員会」を招集し調査に当たります。
- (7) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- ・ 聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です。
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければなりません。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴き取り、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。
- (8) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- ・ 児童生徒の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の意見や要望を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手しなければなりません。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。
- (9) 自殺の背景調査における留意事項
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。
 - ・ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしてください。
- (10) 調査結果の提供及び報告
- ・ 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒を受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。
 - ・ これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。
 - ・ 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

教育委員会からの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要であると認めたときは、再調査を行うことができます。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、弁護士、精神科医、有識者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない第三者によって構成される「村上市いじめ問題調査結果審査委員会」を設置します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告します。報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

第七章 その他

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、村上市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

加えて、教育委員会は学校に学校基本方針の策定状況を確認し、公表します。